

たら、いいな。フォト&イラストコンテスト 募集要領

1 目的

「第6次太良町総合計画」（以下「総合計画」といいます。）の策定に際し、太良町を愛する皆さんの笑顔や真剣に活動する姿、風景・歴史・文化・イベントなど、地域の魅力を感じる写真やイラストを広く募集します。これらの作品を総合計画に掲載することで、子どもから大人まで町民にとって身近で親しみやすい総合計画を目指します。

2 応募資格

太良町の住民または太良町の関係人口の方であればどなたでも応募できます。

◆年齢に関する取り扱い

- ・応募時点で18歳未満の方が応募する場合は、保護者等の同意が必要です。
 - ・乳幼児・児童など、自ら応募することが難しい方の作品については、保護者、支援者等（以下「代理応募者」といいます。）が本人に代わって応募することができます。その場合は、応募フォームまたは応募用紙の所定欄に、作品の制作者（本人）と代理応募者それぞれの情報をご記入ください。
-

3 募集期間

2026年8月3日（月）から2027年1月8日（金）まで（必着）

4 応募作品に関するルール

応募作品は、以下のすべての条件を満たすものに限りします。

（1）制作・撮影に関する条件

- ・作品は、応募者本人（代理応募の場合は制作者本人）が撮影または制作したものに限りします。
- ・写真の場合、太良町内において応募締切日から3年以内に撮影されたもので、撮影データを提出できるものに限りします。

（2）権利に関する条件

- ・応募作品に関するすべての著作権は、制作者本人が有しているものに限りします。
- ・第三者の権利（著作権、肖像権など）を侵害する作品は応募できません。人物が写っている作品については、被写体本人（または保護者等）から肖像権等の使用承諾を事前に取得した上でご応募ください。

（3）他コンテスト等への応募に関する条件

- ・他のコンテストで入賞した作品、または現在他のコンテストに応募中・応募予定の作品は応募できません。
- ・応募後に他のコンテストへの入賞や印刷物・展覧会等での公表が判明した場合、主催者の判断により入賞を取り消すことがあります。

(4) 加工・生成に関する条件

- ・ AI により生成された作品、または画像合成・加工処理が施された作品は応募できません。
- ・ ただし、トリミング・露出補正・色調補正については認めます。

(5) 内容に関する条件

- ・ 公序良俗に反する、またはその恐れのある作品は失格とします。

(6) 応募点数・受賞に関するルール

- ・ 同一の方による複数点の応募は可とします。
- ・ ただし、受賞は1人（1制作者）につき1回までとします。
- ・ 代理応募の場合は、制作者本人を基準として受賞回数を管理します。

5 応募方法

(1) 応募フォーム（オンライン）

右の二次元コードから応募フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、写真またはイラストのデータをアップロードしてください。



(2) 持参または郵送

応募用紙に必要事項を記入の上、現像した写真またはイラストを添えて、末尾記載の応募先まで郵送または窓口へ持参してください。

6 審査・結果通知

(1) 審査方法

主催者が以下の基準に基づき審査を実施します。

- ・ 総合計画のイメージやテーマに合っているもの
- ・ 太良町の魅力を効果的に表現しているもの
- ・ 「行ってみたい」「見てみたい」「10年後も太良町に残したい」と感じさせるもの

※審査の過程・基準等に関するお問い合わせや要望にはお応えできません。あらかじめご了承ください。

(2) 受賞作品数と賞品

賞	作品数	賞品
最優秀賞	1点	太良町特産品（5,000円相当）
優秀賞	10点	太良町特産品（3,000円相当）

◆代理応募の場合の賞品取り扱い

代理応募の場合、賞品は代理応募者宛てにお届けします。賞品の受け取り・管理については、代理応募者の責任において行ってください。

(3) 結果通知

受賞者のみ、令和9年2月末までにメールまたは電話にて直接ご連絡します。

※落選の場合は通知を行いませんのでご了承ください。

(4) 結果の公表

令和 9 年 3 月頃に、受賞作品および受賞者の公表用氏名を町公式ホームページ等で公開する予定です。

◆代理応募の場合の公表に関する取り扱い

代理応募の場合は、制作者（本人）の公表用氏名を掲載します。

7 応募作品の取り扱い

(1) 使用範囲

主催者および主催者が業務委託する第三者（以下「主催者等」といいます。）は、応募作品を以下の目的で、応募者（制作者）の個別の許可を要することなく使用できるものとします。

- ・ 総合計画への掲載
- ・ 主催者等が管理・運用するウェブサイト、SNS、印刷物等への掲載
- ・ 太良町の魅力発信・広報に関する各種媒体への掲載

(2) 加工

主催者等は、使用にあたり必要な範囲内でトリミング・色調補正等の加工を行う場合があります。

(3) 著作権の帰属

応募作品の著作権は、引き続き制作者（応募者）に帰属します。

(4) データ・現物の返却

応募いただいた作品（データ・現物を含む）は返却しません。あらかじめご了承ください。

8 その他注意事項

- ・ 応募者（代理応募の場合は代理応募者）は、本募集要領に記載のすべての条件に同意の上で応募したものとみなします。
 - ・ 応募に際してご提供いただいた個人情報は、主催者が厳重に管理し、本コンテストの運営目的以外には使用しません。
 - ・ 作品の受領通知および落選通知は行いません。
 - ・ 応募作品に関してトラブルが生じた場合は、応募者（代理応募の場合は代理応募者）の責任および負担においてすべてを解決するものとします。
 - ・ 応募にかかる通信料・郵送料等は、応募者の負担となります。
-

9 主催・問い合わせ先・応募先

太良町役場 企画政策課 企画政策係

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

TEL：0954-68-0125（直通）

E-Mail：kikaku@town.tara.lg.jp